

平成28年度 障害者計画・第4期障害福祉計画 目標事業評価調書(案)

健康福祉部 障害福祉課

【調書の進捗状況及び次年度方針の見方】

【評価】

5	施策目標の80%～100%達成
4	施策目標の60%～80%達成
3	施策目標の40%～60%達成
2	施策目標の20%～40%達成
1	施策目標の0%～20%達成

【進捗状況】

A	計画どおり実施済み
B	計画の50～100%未満の実施
C	計画の1～50%未満の実施
D	未実施

【次年度方針】

新規	新規事業の実施
継続	現行どおり、事業を継続する
充実	事業の充実、強化を図る
改善	事業の見直し、改善を図る
縮小	事業規模を縮小する
廃止	事業を廃止する

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画 第2章 障害のある人がいきいき暮らせるまちづくり				
	第1節 子どもの療育・教育の支援体制の整備			
	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	療育システムの構築	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	
		早期発見・早期療育体制の充実	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	
		健診後フォローと関係機関連携の充実	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	
	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	障害児保育の充実	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	
	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	学びやすい教育環境の整備	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	
		通級指導の実施	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。	
		教育部門・福祉部門・保健部門の連携	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	
		学校における「総合的な学習の時間」を活用した福祉教育の実施	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	
		障害児放課後等育成事業の実施	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節 社会参加や就労の促進	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	清瀬市障害者就労支援センターワークル・きよせを中心とした就労支援体制の充実	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。
			法定雇用率の維持・向上	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。
			授産製品の販路拡大	授産施設や就労継続B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。
			生涯学習の充実	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。
		清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	ふれあい事業の充実	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。
			図書館サービスの充実	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。
			障害者スポーツ、レクリエーションの充実	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。
		社会参加活動の支援	文化・芸術活動の充実	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。
			市主催行事への参加促進	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。
			自動車ガソリン費補助及び福祉タクシー利用助成事業の実施	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
障害者計画	第3章 誰もが快適に暮らせるまちづくり			
	第1節 理解と交流の促進			
	1. 啓発・交流活動の推進		ともに活動する機会の増大	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。
			啓発・広報活動の充実	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。
			地域と施設の交流促進	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。
			「障害者週間」の普及・啓発活動の充実	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。
			イベント等による市民交流	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。
	2. ボランティア活動の推進		ボランティア活動への総合的な支援	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。
	第2節 福祉のまちづくりの推進			
	1. 公共施設の整備改善		公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基づき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。
			歩行環境の整備	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。
			公共交通機関事業者への要望	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。

基本目標	施策目標	基本目標	施策目標	取組・方針
	第2節 福祉のまちづくりの推進	2. 移動・移送サービスの充実	コミュニティバスによる利便性の向上	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。
			障害者専用駐車スペースの確保	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。
			福祉有償運送事業者への支援	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。
		3. 情報提供の充実	行政情報の提供体制の充実	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。
			情報通信コミュニケーション技術を利用した利便性向上の検討	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。
			市役所の窓口対応における配慮	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。
			障害者相談員への情報提供と相談活動の充実	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
			民生委員・児童委員への情報提供と相談活動の充実	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。
		4. 防災・救護体制の充実	防災危機管理体制の確立	地域防災計画との連携を強化し、災害時要援護者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。
			緊急通報システム、福祉電話	今後も制度の周知と普及の促進を図る。
			聴覚障害者用FAX通報システム	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
	1 訪問系サービス			
	居宅介護(ホームヘルプサービス) 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援 同行援護	サービスの必要量を確保するための方策	障害に応じた支援が実施できるよう、研修の参加やサービスの質の向上への取り組み、サービス必要量の増加に対応するためのサービス提供基盤の整備を図ります。	
	2 日中活動系サービス			
	生活介護 療養介護 短期入所	サービスの必要量を確保するための方策	短期入所についてはレスパイトや家族以外の他者になれることを目的に利用する方が増えている一方で、緊急時など必要が生じた際に利用できない状況があることから、必要時に速やかに利用できる体制整備を図ります。	
	自立訓練(機能訓練) 自立訓練(生活訓練)		自立訓練(機能訓練)は介護保険サービスとの整合を図りながら、利用者の個別事情を勘案する必要があります。また、自立訓練(生活訓練)はサービスを必要とする方の利用が進むよう、引き続き関係機関からの情報収集を行います。	
	就労移行支援 就労継続支援(A型) 就労継続支援(B型)		サービス等利用計画を作成することにより、支給決定を受けていても利用しない方の利用につながり、利用者のニーズに沿った支給決定を行うことに期待できるため、相談等を通じて事業者との連携を図ります。	
	3 居住系サービス			
	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助(グループホーム) 施設入所支援	サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るために、需要と供給が結び付くよう、サービス提供基盤の整備を進めます。 また、施設入所について真に必要な方が利用できるよう、ニーズの把握に努め情報収集に努めます。	
	4 障害児支援体制の整備			
	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 保育所等訪問支援	サービスの必要量を確保するための方策	事業所の設置の動向を注視しながら、障害のある児童と家族が安心して暮らせる環境と、ライフステージに応じた途切れのない支援を充実します。	

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第4章 障害福祉サービス等の充実				
	5 指定相談支援			
	計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援	サービスの必要量を確保するための方策	申請から利用までの一連の支援が適切かつ継続的に提供されるよう、事業所の確保及び人材育成等を支援します。 また、地域資源のネットワークを活用して、専門的な相談支援が実施できる相談支援体制を充実させます。	
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
	1 理解促進研修・啓発事業			
	理解促進研修・啓発事業	広報・啓発活動	「社会的障壁」を除去するため、関係機関と連携しながら啓発活動を行います。	
		障害者週間	障害者施設の紹介や作品の展示と販売を通して、地域社会の理解と交流を促進します。 また、外見からわかりづらい障害や難病については、ヘルプカード・ヘルプマークの普及を図りながら、障害の特性や必要な配慮に関する理解を促進します。	
	2 自発的活動支援事業			
	自発的活動支援事業	活動支援	当事者団体やボランティアセンターに登録している団体の自発的な活動を支援し、障害のある方の社会参加につながる機会を広げます。	
	3 相談支援事業			
	障害者相談支援事業	サービスの必要量を確保するための方策	安心した地域生活を送るためには、日常的事ことやサービスに関する相談から支援につなげることが求められるため、関係機関との連携及び相談支援体制の構築を図ります。	
	基幹相談支援センター等機能強化事業	基幹相談支援センター	一般的な相談支援事業に加え、特に相談支援の専門的能力を有する職員を配置し、地域における相談支援事業者等に対する指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援等を行う基幹相談支援センターの設置に向けた検討を行います。	
	住宅入居等支援事業	住宅入居等支援事業	入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等の相談に応じて障害のある方の地域生活を支援します。	

基本 目標	施策 目標	基本目標	施策目標	取組・方針
第4期障害福祉計画 第5章 地域生活支援事業				
4 成年後見制度利用支援事業				
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度利用支援事業	きよせ権利擁護センターと連携して成年後見制度の周知を図ります。また、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害のある方の権利擁護を図ります。	
5 意思疎通支援事業				
	手話通訳者派遣事業 要約筆記者派遣事業	サービスの必要量を確保するための方策	意思の伝達に支援が必要な方に対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣したり、市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を図ります。	
6 日常生活用具給付事業				
	介護訓練支援用具 自立生活支援用具 在宅療養等支援用具 情報・意思疎通支援用具 排せつ管理支援用具 住宅改修費	サービスの必要量を確保するための方策	在宅療養等支援用具の中には他制度により給付される品目があり、他制度を利用していると考えられます。今後も必要性の高い用具については対象品目に取り入れられるよう随時検討します。	

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	障害の早期把握・療育システムの構築	療育システムの構築	5	清瀬市子どもの発達支援・交流センターが拠点となり、子どもや家族に必要な療育が受けられるよう総合的な地域療育システムを整備する。	・巡回相談指導は、市立・私立保育園・私立幼稚園及び新設の私立保育園1園において実施した。保育士個々の支援力向上にとどまらず、園全体での支援力が向上している。 ・各園からの相談ケースが増えているため、限られた職員体制の中で対応できるよう職員のスキルアップを図った。 ・学校から勧められて相談に至るケースやセンターとの連携を希望して保護者が相談に来るケースが増えているため、学校教育とのさらなる連携を図った。	B	・各事業を継続 ・巡回相談は担当者の支援力を高めて充実を図る。 ・学校教育との連携を強化する。 ・新規事業のペアレントトレーニング※の実施により、保護者支援の充実を図る。 ※保護者が子どもとのより良い係わりを学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラム。	継続
		早期発見・早期療育体制の充実	4	健康センターでの乳幼児健診事業と清瀬市子どもの発達支援・交流センターが連携して療育を必要とする乳幼児への発達支援と家族への早期支援が実施できる体制を整備する。	・乳幼児健診事業を始めとする母子保健事業から、療育が必要な乳幼児を、清瀬市子どもの発達支援・交流センターや専門医療機関等へ紹介し、乳幼児とその家族への早期支援を行った。 ・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図った。	B	・引き続き、母子保健事業から療育が必要な乳幼児については、清瀬市子どもの発達支援・交流センター等と連携を図りながら早期療育体制を継続する。 ・療育が必要となった乳幼児の家族へのサポートについても、連絡会等を通じて引き続き連携を図る。	継続
		健診連携の充実と関係機関との連携	4	早期発見機関としての「健康センター」、早期療育支援機関としての「清瀬市子どもの発達支援・交流センター」、子育て全般に係る相談等を担う「子ども家庭支援センター」の3センター体制を構築し、虐待予防を含めた総合的な福祉を推進する。	・発達健診事業から、療育支援が必要と思われるケースについて、3センターが連携し、支援方法や役割分担を確認しながら支援を行った。 また、保護者からの相談や関係機関からの連絡などから、検診前に療育の必要性を把握しているケースについては、集団検診ではなく発達検診や子どもの発達支援・交流センターを紹介し、保護者と乳幼児の負担軽減を図った。	B	・各センター間で行っている情報交換を継続 ・療育支援が必要なケースには、各関係機関が連携を図り役割分担をしながら支援する。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
障害者計画	障害児保育の充実	障害児保育の充実	5	子どもの多様性に応じて様々な受け入れ体制を充実していくとともに、清瀬市子どもの発達支援・交流センターで障害のある子どもの理解を深めるための研修・講座を実施して人材を育成するなど、障害児保育の充実を図る。	・相談員からの助言等により、保育士が子供を観察する新たな視点を学び、気づきを得ることができた。 ・保育園全体での話し合いや研修、巡回相談等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図った。 ・研修を通じて障害児保育コーディネーターの育成を図った。	A	・保育園全体での話し合いや研修、巡回相談等を活用しながら保育園における対象児の集団生活の充実を図る。 ・障害児保育コーディネーターの育成を引き続き実施し、幼稚園職員の参加も図っていく。	継続
	学校教育・学童保育の充実	学びやすい教育環境の整備	4	教育委員会や教育関係団体等と連携し、障害のある子どもたちが学びやすい環境の整備を推進する。	・就学相談・巡回相談員、指導主事等の巡回を通して特別支援教育の視点から校内環境の構造化や教員の資質向上等、支援の充実を図った。 ・「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づき、基礎的環境整備、合理的配慮について全体研修や特別支援教育コーディネーター連絡協議会の中で理解啓発を図った。	B	・就学相談・巡回相談員、指導主事等の巡回を通して東京都のリーフレットを参考にユニバーサルデザインの視点から校内環境の整備を図る(基礎的環境整備の充実)。また、個々の実態に応じた指導の配慮事項(合理的配慮の視点)から教員の指導力向上等、支援の充実を図っていく。	充実
		固定学級の特別支援教育	4	固定の特別支援学級に在籍する児童・生徒に対して、障害に起因する種々の困難を改善・克服し、自立した社会生活を送るための基礎を養う。	・知的障害特別支援学級においては、各教科等を合わせた指導、自閉症・情緒障害特別支援学級においては自立活動の指導内容及び指導方法の一層の充実を特別支援学級授業改善研修会の中で取り組んだ。 ・特別支援教育コーディネーター連絡協議会の中で個別の教育支援計画及び個別指導計画の市統一の様式を作成した。	B	・小学校・中学校の特別支援学級の学習内容が系統性のある内容となるように東京都の推進するセンター的機能を活用しながら指導内容及び指導方法の一層の充実を図る。 ・学校生活支援シート(個別の教育支援計画)及び個別指導計画の様式を市の統一様式に移行していく。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
障害者計画	学校教育・児童保育の充実	援通教級指導等の特別支	4	清瀬第八小学校の通級指導学級において、引き続き個々のニーズに応じた教育機会を提供する。また、小学校における特別支援教育を進め、当該児童が在籍校でニーズに応じた教育が受けられるようにしていく。	・小学校の巡回相談などの機会を通して通級指導学級での指導内容などを周知し、通級指導(特別支援教室)の理解啓発を行った。 ・清瀬市特別支援教育推進計画の中で示した通級指導学級担当教諭による巡回指導を充実させ、巡回指導の在り方についての研究を一層進めた。	B	・清瀬市特別支援教育推進計画(第三次実施計画)の中で示した市内小学校6校の特別支援教室開設に向けた準備を進める。また、今年度から先行実施した市内小学校3校を臨床発達心理士等の巡回と合わせて定期的に授業観察を行い、実践事例をまとめる。	充実
		健教育部門の門連・携福祉部門・保	4	障害のある子どもを持つ家族を支える相談や支援など、教育部門・福祉部門・保健部門の連携により、就学前から就学中、就学後までの系統的な支援策を推進する。	・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を開催し、就学前施設と小学校の連携を一層強化した。 ・「就学支援シート」の活用について協議した。 ・就学前の支援機関との連携を強めた。	B	・保・幼・小の接続の充実を図るため、保・幼・小合同研修会を前年度から回数を増やして開催し、就学前施設と小学校の連携を一層強化する。 ・「就学支援シート」から「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」(清瀬市共通様式)へ移行し活用していく。 ・就学相談の巡回を通して、就学前の支援機関と連携し、発達障害等への早期対応に努める。	充実
		施時学間校」をおける活用した「総合的な学習の時間」	4	学校における「総合的な学習の時間」を活用し、児童・生徒が特別支援学校や障害者施設、高齢者施設などを訪問するなどして福祉や健康をテーマに掲げる課題学習を推進する。	・教科等の学習活動において、通常学級と特別支援学級間での交流及び共同学習の充実を図った。 ・都立特別支援学校との副籍制度による交流活動の一層の充実を図った。 ・障害者・高齢者施設との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努めた。	B	・教科等の学習活動において、一人一人が参加できる場면을通常学級の教員と協議し、交流及び共同学習の充実を図る。 ・都立特別支援学校との副籍制度による交流活動や学校間交流の中でオリパラ教育で行った障害者スポーツ等を取り入れて交流を充実させる。 ・地域の施設や体験活動を通して地域の方との交流等を積極的に進め、特別支援教育及び福祉教育の充実に努める。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
障害者計画	雇用・就労の促進	障害児放課後等育成事業の実施	5	特別支援学校、特別支援学級等に在籍する障害のある児童及び生徒を対象とした、障害児放課後等育成事業は児童福祉法に基づく放課後等デイサービスに移行したが、今後も子どもの安全と自立、福祉の増進を図る。	・平成24年4月に始まった放課後等デイサービス事業は事業所が市内に8か所開設されている。隣市にも多くの事業所が開設されているが、利用者の希望に受け入れ枠が対応しきれていない状況もある。 ・地域自立支援協議会の専門部会 子ども部会にすべての市内放課後等デイサービス事業所の参加を呼び掛け、情報提供及び事業所間の情報交換、支援のあり方に関する話し合いを行い、適切なサービスの提供と支援の質の向上につながる支援を行った。	A	・通所を希望する保護者や関係者に新規に開設する事業所や、既に運営している事業所の情報を提供するために、情報提供用の書式を利用しやすいものに変え、提供方法も変更する。 ・平成29年度も新たな事業所の開設が予定されている。適切なサービスの提供が行われるために子ども部会の活動を継続させ、市及び事業所間の連携を深める。	継続
		就労支援体制の充実 「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	4	「清瀬市障害者就労支援センター ワークル・きよせ」と公共職業安定所、障害者職業センターほか関係機関ならびに事業所等との連携を深め、障害のある人たちの就労支援体制を充実する。	・平成27年度から地域自立支援協議会に、公共職業安定所や特別支援学校、障害者通所施設、企業などからなる専門部会を設けたが、情報交換に止まり、具体的な活動は行っていない。 ・就労支援センターにおいては、利用者の特性に合った就労支援を行うとともに、既に就労している方の定着支援として、企業との連携や利用者の不安や悩みの解消などの生活支援にも努めた。	B	・地域自立支援協議会の専門部会 就労支援部会の活動方針を定め、活動を活性化させる。 ・就労支援センターにおいては、定着支援、生活支援とともに、新規の就職者を増やすために職場の開拓に力を入れる。	充実
		向上法定雇用率の維持・	5	市職員の障害者法定雇用率を現在の水準の更なる向上に努める。	・障害者手帳所持の有無を採用条件にしている。 ・年度当初の障害者雇用率は、2.52%となっており、法定雇用率の2.3%を上回っている。	A	・障害者手帳所持の有無を採用条件にしている。 ・法定雇用率を充足できない場合には、障害者枠での採用も考えていく。平成26年度に障害者枠の採用試験を行っているが、平成29年度も実施する。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	雇用・就労の促進	授産製品の販路拡大	3	授産施設や就労継続支援B型事業所の工賃向上のため、パン等の一部製品を市役所及びワークル・きよせ以外の公共施設等への販路確保や共同受注体制の整備などの支援を検討する。	- 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法を推進するために、庁内関係課に働き掛けながら、対象商品の購入や販路拡大及び充実に努めた。 - 市内に開設した事業所に市役所及び関係施設で販売できるよう支援した。 - 市役所の物品等調達実績(調達先は市内に限らない) 平成25年度:15件 2,340,828円 平成26年度:22件 4,825,517円 平成27年度:26件 5,459,455円 平成28年度:28件 5,617,745円	B	引き続き、庁内関係各課に働きかけ、対象物品の販売、購入の機会を作ることや、様々なイベント会場において、事業所とその商品のPRを行うことで販路の拡大を図る。	充実
		行体作の系業支への移新		障害者自立支援法の新体系への移行を目指す事業所への助言や東京都との連絡調整等、必要な支援を検討する。	・市内事業所の新体系への移行は終了した。			廃止
	生涯学習の充実	実生涯学習の充	3	清瀬市長期総合計画に基づき生涯学習の機会と場の提供を図る。	- 生涯学習の機会を提供するために、生涯学習センターや指定管理事業者の運営する管理施設において講座や教室の拡充を図った。 - 障害のある方が参加しやすい事業の開催に努めた。	B	・障害のある方が参加しやすい事業の開催に努める。	充実
		ふれあい事業の充実	4	障害のある青少年を対象とした「青年学級」など、行事やグループ活動を通じた社会参加や相互理解を深め、地域でいきいきと過ごせるような場の提供と更なる活動の充実を図る。	・青年たちが地域活動に参加することで、様々な体験を通して、豊かな生活を送るように支援を行った。	B	・当該事業を継続して実施する。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
障害者計画	生涯学習の充実	図書館サービスの充実	4	現在図書館で実施している対面朗読サービスや音訳サービス、図書の宅配サービスなど障害の状況に配慮した各種サービスの更なる拡充に努める。	・対面朗読やDAISYによる録音図書の作製、宅配サービス、郵送サービス等の他、児童に対してのサービスとして、新たに清瀬特別支援学校での読み聞かせを実施した。 ・登録されている音訳ボランティア育成(レベルアップ)のための勉強会を定期的を実施し、情報の共有化に努めた。 ・都立図書館ホームページに清瀬市立図書館作製の録音図書目録を掲載し、利用促進を図った。	B	・音訳ボランティア育成のための講習会を実施する。 ・清瀬特別支援学校での読み聞かせの充実を図る。 ・ハンディキャップサービス用の資料目録を定期的に更新し、ホームページ等からの検索による利用促進を図る。	充実
	社会参加活動の支援	障害者スポーツの充	4	年1回実施しているスポーツ交流会を更に充実して地域交流の活性化を図るほか、国や都が主催するスポーツ大会への参加の積極的な支援、活動場所の確保などを関係機関に働きかける。	・障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を実施した。	B	・障害の重さにかかわらず、すべての人がスポーツの楽しさを体験できるような交流会を継続して行っていく。 ・今後も障害者スポーツを普及し、障害のある方のスポーツ活動を促進するとともに、障害のある方が地域でスポーツ活動できる環境を整備していく。	充実
		文化・芸術活動の充実	4	文化・芸術活動の場を充実するとともに、一般の文化・芸術活動の場に障害のある市民が参加しやすくなるよう環境の整備や必要な支援を行う。	・「コミュニティプラザひまわり」及び「清瀬けやきホール」は東京都バリアフリー条例に基づく設備が整った施設であり、福祉、芸術及び文化活動の場として活用された。 ・「障害者の利用に係る公の施設の使用料等の減免」制度により利用が促進された。	B	障害者及び団体が文化・芸術活動の場として、公共施設等の利用が進むよう支援する。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
障害者計画	社会参加活動の支援	市主催行事への参加促進	4	市が主催する各種行事に、障害のある人たちが積極的に参加し、ともに活動する機会が確保されるよう、障害のある方々の意見を十分に聞きながら、参加しやすい環境を整備する。	成人式や市主催の講演会などに手話通訳者を配置した。市報をはじめ、全戸配布する公共刊行物の音訳版を作成し、行事等の情報提供を充実させた。	B	・引き続き障害のある方が参加しやすい環境整備を行っていく。	充実
		自動車ガソリン利用助成事業の実施	5	経済的負担の軽減及び生活圏の拡大等のため、引き続き本事業を実施するとともに、制度の周知を図る。	タクシー利用料助成については社会状況を勘案し平成21年度に半年分の助成上限額18,000円→19,800円へ増額した。 ・平成26年度 780人 ・平成27年度 803人 ・平成28年度 826人 自動車ガソリン費補助 ・平成26年度 1,903人 ・平成27年度 1,917人 ・平成28年度 1,895人	A	・ガソリン費補助とタクシー利用助成を利用者のニーズに添って選択できるよう、制度の周知を丁寧に行っていく。	継続
	啓発・交流活動の推進	会とも増に大活動する機会	4	市民同士が地域で支えあいながら暮らしていくために、障害の有無にかかわらず、ともに活動する機会を増やしていくよう努める。	・福祉教育の中で、障害当事者の講演・交流の場を設けた。 ・十小円卓会議の12月会議には、施設に通う障害のある方が軽食・コーヒーの販売を行い参加者との交流を行った。	B	・障害の有無を問わず参加できる催しを多く設ける。 ・聴覚障害の方と支援グループが関わり、災害時のコミュニケーションリーフレット作成に取り組む。	継続
		啓発・広報活動の充実	4	ノーマライゼーションの理解と実践に向けた啓発・広報活動を継続的に実施していく。そのため市のホームページなどで障害者福祉に関する情報を発信していく。	・ホームページに掲載する情報を充実させた他、平成28年4月施行の障害者差別解消法と、12月の障害者週間を市報で周知した。 ・障害福祉関係のイベント会場でヘルプマーク・ヘルプカードを配布し障害者理解の啓発を行った。	B	・ホームページや市報、及びイベント開催の機会に障害者理解につながる掲示物の利用や、ヘルプマーク・ヘルプカードの配布を行い広報活動を充実させる。	充実

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	啓発・交流活動の推進	地域促進と施設の交流	4	市内にある障害者施設の利用者と地域住民の交流が活発になるよう、各種交流事業を支援する。	・地域福祉フォーラムにて、障害者施設と小学生の交流の取り組みを紹介した。 ・十小地域づくりの会で、障害者施設の利用者が地域住民と共に地域清掃に参加した。	B	・引き続き、地域懇談会や各校区の円卓会議等の実施等で、地域住民と福祉施設が交流・連携できる地域づくりを目指して行く。	充実
		「障害者週間」の趣旨の周知と啓発活動の充実	5	「障害者週間」の趣旨の周知とともに、市民の理解を深め、様々な分野の活動に積極的に参加する意欲が高まるよう普及と啓発を充実する。	障害者週間(12月3日～9日) ①市報に障害者理解につながる記事を掲載した。 ②駅北口クレアビル4階クレアギャラリーで、市内の障害福祉関係事業所を紹介するパネルを展示した。 ③市役所市民課ロビーで各事業所の作品を展示した。	A	・毎年実施している障害者週間のイベントの継続に加え、平成28年4月施行の障害者差別解消法に関する講演会を平成29年12月に開催する。	継続
		市民交流等による	5	市民相互のふれあいと福祉への理解を深めるため、イベントやボランティア体験等、障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境をつくる。	・市民まつりに、多くのボランティアグループが出店参加しボランティアの周知を図った。 ・災害時に役立つ車椅子講習を実施した。	A	・障害の有無に関わらずより多くの市民が参加し、交流できる環境の充実する。	継続
	ボランティア活動の推進	ボランティア活動への総合的な支援	5	ボランティアの自主性や自立性を尊重しながら、希望する市民がボランティア活動に参加しやすい環境を整備する。	・様々なかたちの地域(社会)貢献活動のあり方を紹介しながら、啓発・講座実施・活動相談・体験プログラムの提供・活動紹介・情報集収などに努めた。	A	・障害者週間に合わせたイベントの開催 ・市報や市のホームページを活用した周知により障害者への理解を推進する。 ・手話自主グループのボランティア活動支援。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	公共施設の整備改善	デジタル公共施設・設備のユニバーサル化の推進	3	公共施設等の整備にあたっては、「東京都福祉のまちづくり条例」などに基つき引き続きバリアフリー化を推進するとともに新規施設については計画段階からのユニバーサルデザイン化を検討して、利用しやすい施設等の整備に努める。	・既存施設の更新及び老朽化対策においても、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進した。	C	・引き続きバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を推進していく。	充実
		歩行環境の整備	3	歩道の段差解消や歩車道の分離等を計画的に進め、市民の理解と協力を得ながら安全に通行できる歩行環境を整備する。	・緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行った。	C	・緊急性や優先順位を見極めながら、段差改良工事や安全施設の改善を行っていく。	充実
	公共施設の整備改善	公共交通機関事業者への要望	4	鉄道事業者に対して、引き続き障害のある市民等に配慮した駅舎への改築等について要望を行うとともに、バス事業者にはノンステップバスの導入や停留所の整備などについて要望を行う。	・バス事業者については、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行った。	B	・バス事業者について、ノンステップバスの導入や停留所の整備などについて、引き続き要望を行なっていく。	充実
	実移動・移送サービスの充実	コミュニティバスによる利便性の向上	4	現在運行している「きよバス」の利用の促進に努め、市民の生活に必要なバス等の輸送の確保などについて検討する。	・利用の促進に努めていくと共に、乗客300名を対象に利用者アンケートを行い、結果について地域公共会議で議題として取り上げ、今後の方針について検討を行った。	B	・引き続き利用の促進に努めていくと共に、平成29年度中に実施予定の市民アンケートにより、公共交通全般の施策について検討する。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	移動・移送サービスの充実	障害者の専用駐車スペースの確保	5	公共施設以外にも多くの市民が利用する公共的な建築物についても障害者専用または優先スペースを確保するよう協力を求める。	・設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行った。	A	・設置を必要とする案件に対しては、引き続き東京都福祉のまちづくり条例を遵守するよう、指導・助言を行う。	継続
		福祉有償運送事業への支援	5	福祉有償運送サービスを実施している事業者に対する支援を行うことで、市民の移動の円滑化を図る。	・国土交通省への登録には所在の市区の責任で行うことになるため、登録に向けた支援や補助金交付等を行った。 ・事業が安全に継続的に運営され、高齢者及び障害者等の福祉有償運送を必要とする方の福祉の向上を図り、継続して同様の支援を行った。	A	・平成29年度は、2事業所が登録の更新時期となるためその支援を行う。 ・補助金交付等の支援を継続する。	継続
	情報提供の充実	行政情報の提供体制	5	市が提供する情報については、点字、音訳等さまざまな方法を利用して必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	・音訳利用者からの要望に基づき、ホームページ上で公開している市報の音訳データを、従来のMP3版と並行して、デイジー版でも公開した。 ・音訳利用者には市報に掲載される以外の必要な情報を、市報用CDを通じて提供した。	A	・必要な情報が行きわたるよう提供体制を充実する。	継続
		情報通信を利用した利便性向上	5	インターネット等を活用した情報提供・意見聴取・各種申請など、ICTを利用した利便性の向上を検討する。	・文字情報だけでなく、音声情報についても積極的にホームページで公開し、利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めた。	A	・利用者のニーズに基づく利便性の拡充に努めていく。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
障害者計画	情報提供の充実	配対市 慮応役 に所 おの け窓 る口	4	市役所内の窓口で聴覚や視覚障害など障害の状況に配慮した具体的な方策を検討する。	・市役所新入職員に行う新人研修に於いて、特別な配慮の必要な市民への対応方法の研修を行った。 ・障害福祉課窓口で簡単な手話を使えるよう職員の手話研修を行った。	B	・引き続き障害の状況に配慮した対応の必要性の啓発と具体的な支援の方法を職員に普及して行く。	充実
		充報障 実害者 供者と 相談員 活動への 情	5	身体障害者相談員・知的障害者相談員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	・地域自立支援協議会 専門部会活動を通じて、情報提供を行い相談活動を支援した。 ・身体障害者相談員 1名 ・知的障害者相談員 1名	B	・平成24年4月から始まった計画相談支援が浸透し、相談支援体制が充実してきているが、福祉サービスの利用を伴わない相談もあることから、引き続き障害者相談員活動の支援が必要である。 ・障害者相談員の世代交代を行うとともに、相談活動を行う場所の提供や、研修会等の開催を支援する。	継続
		活へ民 動の生 情委員 報充 実提 供・児 と童 相委 談員	5	民生委員・児童委員に対して必要な情報提供等の支援を行い、相談活動の充実を図る。	・制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、活動が充実するよう支援した。 ・民生委員から複数の障害者等に関する情報提供が行われており、普段からの連携を心がけた。	A	・制度やサービスに関する情報提供、研修の機会を設けて、活動が充実するよう支援する。 ・障害者等に関する民生委員からの情報提供を受けて、連携し支援を実施しする。	継続
	防災・救護体制の充実	防災 危機 管理 体制の 確立	3	地域防災計画との連携を強化し、避難行動要支援者となりうる人たちの援護体制を整備するとともに、防災関連組織との協力体制を一層強化し、地域防災体制を整備する。	・避難行動要支援者登録については、引き続き名簿整備を進めた。 ・市内の社会福祉施設や庁内の防災防犯課、地域包括ケア推進課等と連携し、名簿に登録された方について、個別の避難支援体制の確立に取り組んだ。 ・総合防災訓練に合わせて、福祉避難所開設訓練を実施した。	C	・避難行動要支援者登録は、引き続き名簿整備を進める。 ・総合防災訓練に合わせて、福祉避難所開設訓練を実施する。 ・避難支援を必要とする方の個別計画作成を進める。 ・福祉避難所との連絡会を開催し連携を進める。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
		緊急通報システム 福祉電話	5	今後も制度の周知と普及の促進を図る。	・福祉電話利用者の生活状況を把握し関係機関と連携して、見守り等を行った。 ・緊急通報システムの制度の周知に努めた。	A	・緊急通報システムを周知し、利用希望者には速やかな導入を行う。	縮小・継続
		X聴覚障害者用FAX	5	障害福祉課に設置している聴覚障害者用FAXを活用し、迅速な情報提供を図る。	・新規に手帳を取得した方や転入者にFAX機の利用を周知し、既に利用している方には買替えの相談に応じた。 ・聴覚障害者が緊急時に使用する東京消防庁作成のFAX用紙を郵送した。その際に市にFAXを返信してもらい連絡先(FAX番号)の確認を行った。	A	・聴覚障害者との連絡に活用できるよう、日常生活用具給付対象のFAX機を周知し、円滑に使用できるよう支援する。	継続
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	訪問系サービス	5	・居宅介護（ホームヘルプサービス） ・重度訪問介護 ・行動援護 ・重度障害者等包括支援 ・同行援護 平成27年度 138人分／8,480時間 平成28年度 141人分／9,263時間 平成29年度 148人分／10,106時間	・平成27年度130人／8,230時間、平成28年度146人／8,492時間 ・平成28年度に利用実人数は見込み値を超えているが、利用時間は見込み値よりも少なかった。行動援護以外の利用時間が少なく、特に重度訪問介護の利用時間が少ないのは、支給決定時間が見込み値よりも少なかったことが原因である。 ・行動援護は利用実人数と利用時間ともに平成27年度に比べて約3倍に増えた。行動援護資格を有するヘルパーが増えたことで利用の増加につながったものと思われる。その他のサービスは僅かずつ実人数も利用実績も増えている。	A	・サービス等利用計画に沿ったサービスの提供が行えるよう、利用者、相談支援専門員、ヘルパー事業所と連携をとりながらサービスの支給を進める。	継続
		日中活動系サービス	5	生活介護 平成27年度 174人分／3,515人日分 平成28年度 178人分／3,596人日分 平成29年度 189人分／3,737人日分	・平成27年度170人／3,397日、平成28年度171人／3,224日と見込み値よりも少なくなった。 ・利用を見込んだ特別支援学校卒業生が他のサービスを利用したことと、施設入所者が減少し、日中活動の生活介護の利用が減ったためと思われる。	B	・サービス等利用計画に沿ったサービスの提供が行えるよう、利用者、相談支援専門員、通所事業所と連携をとりながらサービスの支給を進める。 ・平成29年度に建替えて定員が増える施設を注視する。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	5	療養介護 平成27年度 10人分／310人日分 平成28年度 11人分／341人日分 平成29年度 12人分／372人日分	・平成27年度に2名が病院から療養介護施設に移行し10名となり、平成28年度の入所者はいなかったが平成29年度に入所を予定している方がいる。 ・平成24年4月の児童福祉法及び障害者総合支援法改正により障害児施設に入所している児童が、18歳を迎えると障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスに移行することとなった。	B	・近隣市の療養介護施設が増床された為、平成29年度は3名の入所を見込んでいる。 ・引き続き障害児入所施設からの移行や療養介護施設の情報収集に努め、利用者の要望に応える。	継続
		日中活動系サービス	5	短期入所 平成27年度 福祉型 22人分／110人日分 医療型 4人分／24人日分 平成28年度 福祉型 24人分／120人日分 医療型 4人分／24人日分 平成29年度 福祉型 30人分／150人日分 医療型 4人分／24人日分	・ひと月あたり(福祉型)平成27年度 21人／72日、平成28年度 25人／107日(医療型)平成27年度7人／39日、平成28年度 6人／33日 ・福祉型は利用実日数が見込み値を下回っているが、医療型短期入所の利用は実人数、利用実績ともに見込み値を超えた。市外の5か所の医療型短期入所施設を定期的にご利用する方が増えているためである。	A	・家族以外の介護者に慣れる目的や、家族のレスパイト目的で利用を希望する方が増えているため、平成29年4月に新設される施設と、建替えにより増床される施設の情報収集を行い、利用希望者に速やかに提供する。 ・障害者福祉センターで行われている短期入所事業の見直しと、緊急時に利用できる制度について検討する。	継続
			5	自立訓練(機能訓練) 平成27年度 7人分／77人日分 平成28年度 8人分／88人日分 平成29年度 9人分／99人日分	・平成27年度8人／85日、平成28年度4人／68日の利用実績である。 ・市内では清瀬市障害者福祉センターで実施している。介護保険制度との調整を図りながら、利用希望者の掘り起こしや関係機関との連携に努めた。	B	・介護保険制度との調整を図りながら、利用希望者の掘り起こしや関係機関との連携に努める。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	日中活動系サービス	3	自立訓練(生活訓練) 平成27年度 5人分／85人日分 平成28年度 6人分／102人日分 平成29年度 6人分／102人日分	・平成27年度6人／99日、平成28年度2人／43日の利用実績である。 ・市内に事業所はないので、近隣市の事業所を利用している。知的障害者と精神障害者の利用が多いが、高次脳機能障害者の周知も進んでいる。	C	・引きこもりや長期入院した精神障害者、病院のリハビリを終了した高次脳機能障害者の利用が進むよう、相談支援専門員や介護保険関係者に周知する。	継続
			4	就労移行支援 平成27年度 24人分／432人日分 平成28年度 25人分／450人日分 平成29年度 27人分／486人日分	・平成27年度16人／259日、平成28年度16人／205日(知2・精・13・身・1)の利用実績である。 ・利用人数、利用日数ともに見込み値を下回った。利用者の多くが精神障害者であるため、体調不良などによって、利用の継続が難しいことが見込み値を下回っている原因の一つである。	B	・支給決定やその後に利用について、相談支援専門員や事業所との連携により、サービスの適正な利用を支援する。	充実
			4	就労継続支援(A型) 平成27年度 11人分／209人日分 平成28年度 12人分／228人日分 平成29年度 13人分／247人日分	・平成27年度8人／155日、平成28年度11人／205日(知2・精・4・身・5)の利用実績である。 ・利用実人数、利用実日数ともに見込み値を下回った。 ・平成28年度に市内に事業所が1か所設立したが利用にはつながっていない。近隣市の事業所に通う精神障害者が増えている。	B	・近隣市を含めて事業所の情報を収集し、希望者に情報提供する。	充実
			5	就労継続支援(B型) 平成27年度 184人分／2,944人日分 平成28年度 191人分／3,056人日分 平成29年度 202人分／3,232人日分	・平成27年度179人／2,782日、平成28年度191人／2,813日(知85・精89・身17)の利用実績である。利用実人数は見込み値に添って増えているが、利用実日数は見込み値を下回った。 ・利用者は精神障害者と知的障害者がほぼ同数で、身体障害者が1割である。 ・平成28年度に1か所事業所が増えた。 ・191名の通所先(1名重複あり) 市内 90名 市外102名(東久留米市47名 東村山市35名)	A	・平成29年4月に新設される施設との連携に努め、利用希望者への情報提供と、速やかな支給決定を行う。また、市外の事業所に通う利用者にも市内事業所の情報を提供し、希望に沿ったサービスの利用を支援する。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
第4期障害福祉計画	障害福祉サービスの必要量の見込み	居住系サービス	5	共同生活介護(ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム) 平成27年度 88人分 平成28年度 90人分 平成29年度 92人分	・平成26年4月から共同生活介護(ケアホーム)は共同生活援助(グループホーム)に一元化された。 ・平成24年度からの3年間で市内に6か所設立されたことで利用者が急増した。平成27年度89人平成28年度88人(知68・精17・身3)となり、見込み値に近づいている。市外の施設を利用する精神障害者の利用が増えている。	A	・平成29年度には市内に1か所設立されることが決まっている。今後も地域移行の推進や安心した地域生活のために引き続きニーズの把握と相談に努める。	継続
			5	施設入所支援 平成27年度 61人分 平成28年度 60人分 平成29年度 59人分	・高齢化による長期入院や共同生活援助(グループホーム)への移行により、見込み値よりも施設入所者が減っている。 平成27年度入所者 57名 平成28年度入所者 54名(知43・身11)	B	・引き続き地域移行を希望する入所者の把握に努め、移行の推進を図る。一方で真に施設入所を希望する方の要望に対応できるよう、希望者の把握と施設の情報収集を行う。	継続

計画	基本目標	施策目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗状況	平成29年度 事業概要	次年度方針
		障害児支援体制の整備	5	児童発達支援 平成27年度 28人／364人日分 平成28年度 28人／364人日分 平成29年度 32人／416人日分 医療型児童発達支援 平成27年度 1人／3人日分 平成28年度 1人／3人日分 平成29年度 1人／3人日分 放課後等デイサービス 平成27年度 73人／584人日分 平成28年度 75人／600人日分 平成29年度 76人／608人日分 保育所等訪問支援 平成27年度 1人／1人日分 平成28年度 1人／1人日分 平成29年度 2人／2人日分	・平成24年4月から児童福祉法サービスとして新たに実施されたサービスで、平成27年度計画から見込み値を設定している。 ・平成24年4月に始まった放課後等デイサービス事業は事業所が市内に8か所設立されているが、受け入れ枠が利用者の希望に対応できていない状況がある。 【児童発達支援】 ・平成27年度26人／459日、平成28年度21人／343日の利用実績である。 ・利用実人数では見込み値を下回っているが、利用実日数は見込み値となっている。 【医療型児童発達支援】 利用者なし 【放課後等デイサービス】 ・平成27年度79人／900日、平成28年度106人／1,256日の利用実績である。 ・利用実人数、実日数ともに見込み値を大きく上回っている。 【保育所等訪問支援】 ・平成27年度2人／2日、平成28年度1人／1日	A	・市内事業所の事業内容を一覧にしたものを作成し、通所先を探す保護者に情報提供しているが、市外の事業所の利用者も増えているため、今後も市内・外事業所の設置の動向や事業所内容を把握し、保護者や関係者に速やかに情報提供を行う。平成29年度に放課後等デイサービス事業所が1か所設立される予定がある。 ・地域自立支援協議会の専門部会 子ども部会において、すべての市内放課後等デイサービス事業所等が参加して、情報交換や支援のあり方に関する話し合いを続け、適切なサービスの提供を支援する。 ・国及び都の放課後等デイサービス事業所の運営に関する改正等を注視し、事業所に情報提供を行う。	継続
第4期障害福祉計画	見込み福祉サービスの必要量の	相談支援	5	計画相談支援 (サービス等利用計画の作成) 平成27年度 20件 平成28年度 11件 平成29年度 11件 地域移行支援 平成27年度～平成29年度 1件 地域定着支援 平成27年度～平成29年度 1件 すべて1か月あたりの見込み値	・平成27年4月以降に新規にサービスを申請する場合及びサービスの更新をする場合はサービス等利用計画が必須となった。 平成27年度 20.5件 (1か月あたり) 平成28年度 22件 (1か月あたり) 平成29年3月時点の計画作成率 97.6% ・相談支援事業所が10か所に増え、相談支援専門員等との連携や、利用者及び事業所への情報提供・周知が進みサービス等利用計画の作成が進んだ。	A	・事業所の設置希望者や相談支援専門員研修の希望者に情報提供を行い、事業所及び相談支援専門員が増えるよう支援する。 ・地域自立支援協議会の専門部会 相談支援部会において、市内のすべての特定相談支援事業所等が参加して、情報交換や支援のあり方に関する話し合いを続け、質の高い支援につなげる。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
	地域生活支援事業の充実	理解促進研修・啓発事業	3	広報・啓発活動	・平成28年4月施行の障害者差別解消法について、市役所職員対象の研修会を開催した。 ・市役所新入職員研修に於いて、聴覚障害のある職員から障害の理解と対応の仕方を学んだ。 ・イベント会場でヘルプマーク・ヘルプカードを配布した他、市報、ホームページで周知した。	B	・障害者理解について市職員対象の研修を開催する。 ・ヘルプマーク・ヘルプカードを配布する機会を増やし、障害者理解を進める。 ・当事者団体、家族会、ボランティア団体の活動の支援を通して広報・啓発を進める。	充実
				障害者週間	障害者週間(12月3日～9日) ①市報に障害者理解につながる記事を掲載した。 ②駅北口クレアビル4階クレアギャラリーで市内の障害福祉関係事業所を紹介するパネルを展示した。 ③市役所市民課ロビーで各事業所の作品を展示した。 ・障害者施設の紹介や作品の展示を通して市民の理解を進めた。 ・障害関係施設に参加を呼び掛けたことで、関係機関の障害者週間に対する認識を高めた。	B	・現在の取組みを継続しながら、障害者虐待防止法・障害者差別解消法の周知につながる企画を開催する。	継続
		業動自 支発 援的 事活	4	自発的活動支援	・手話奉仕員養成研修受講者が継続して学習するための支援を行った。 ・視覚障害者団体、身体障害者団体、高次脳機能障害者家族会の活動を支援した。	B	・当事者団体、家族会、ボランティア団体の活動の支援を継続する。	充実
		障害者相談支援事業	5	障害者相談支援事業 2か所 ・社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 椎の木会	・障害のある方の困りごとについて、当事者・保護者・関係機関等からの相談を受け、福祉サービスの利用援助・専門機関の紹介、情報提供、助言により問題解決の支援を行った。 ・市障害福祉課、特定相談支援事業所、権利擁護センター等と連携した。	A	・市障害福祉課、指定一般相談事業所、特定相談支援事業所、権利擁護センター等との連携を深め、対応困難な事例や増える相談に対応する。	継続

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	基幹等相談支援強化センター	5	基幹相談支援センター	・地域自立支援協議会 専門部会の相談支援部会において、設置についての検討を行った。	A	・地域自立支援協議会は相談支援部会で行った基幹相談支援センターの設置についての検討結果を受けて、設置についての検討を行う。	継続
		住宅入居等支援事業	5	住宅入居等支援事業 (居住サポート事業) 1か所 社会福祉法人 椎の木会	・賃貸契約による一般住宅への入居が困難な障害のある方に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害のある方の地域生活を支援した。	A	・関係機関に本事業を周知し、入居が困難な障害のある方の支援を行う。	継続
		成年後見制度利用支援事業	3	成年後見制度利用支援事業 平成27年度 2人 平成28年度 3人 平成29年度 4人	・きよせ権利擁護センターと市障害福祉課及び相談支援事業所が連携して、成年後見制度の利用が必要な方に支援を行った。 平成27年度 0件 平成28年度 2件	B	・介護者の高齢化等の障害者を取り巻く環境の変化により、成年後見制度が必要になる障害者が増えている。関係機関と連携して利用が必要な方を発掘し支援を進める。	充実
		意思疎通支援事業	4	手話通訳者派遣事業 平成27年度 派遣件数 135件 平成28年度 派遣件数 140件 平成29年度 派遣件数 145件 要約筆記者派遣事業 平成27年度 派遣件数 1件 平成28年度 派遣件数 1件 平成29年度 派遣件数 1件	・転入した聴覚障害者に手話通訳者派遣制度の登録を勧め、又、既に登録している方には利用の働きかけを行った。 平成27年度 派遣件数 107件 平成28年度 派遣件数 143件 ・増加する派遣依頼に対応するため、登録手話通訳者を8名に増員した。 ・要約筆記者の派遣依頼はなかった。	B	・市で開催する講演会等に通訳者を派遣することで情報のバリアフリー化を進める。 ・利用登録者に手話通訳者のつく講演会等を周知し、利用を推奨する。 ・利用者の要望に添うため派遣内容を見直し、利用登録者に周知する。	充実

計画	基本 目標	施策 目標	評価	取組・方針	平成28年度 事業成果	進捗 状況	平成29年度 事業概要	次年度 方針
第4期障害福祉計画	地域生活支援事業の充実	日常生活用具給付等事業	4	介護訓練支援用具 11件 自立生活支援用具 19件 在宅療養等支援用具 4件 情報・意思疎通支援用具 26件 排せつ管理支援用具1,680件 住宅改修費 3件 件数は平成28年度見込み値	平成28年度 介護訓練支援用具 1件 自立生活支援用具 14件 在宅療養等支援用具 4件 情報・意思疎通支援用具 13件 排せつ管理支援用具 1,629件 住宅改修費 4件 ・視覚障害者団体の要望により、点字ディスプレイの支給要件を視覚障害2級以上の視覚障害者に変更した。また、振動式腕時計を支給対象用具に加えた。	B	・障害者手帳交付の際に、制度の周知を行う。 ・要望のある用具について随時検討し、見直しを行う。	継続
		移動支援事業	5	移動支援事業 平成27年度 135人／1,341時間 平成28年度 145人／1,384時間 平成29年度 155人／1,427時間 ＜人数＞ 年間の実利用人数見込み値 ＜時間＞ 1か月利用時間見込み値	平成27年度 実利用人数127人 ／1か月利用時間1,404時間 平成28年度 実利用人数148人 ／1か月利用時間1,663時間 ・平成28年度は実利用人数、1か月の利用時間ともに見込み値を超えた。 ・適正な利用とするために平成28年4月に支給要件と給付費の見直しを行った。 ・放課後等デイサービス事業の利用とともに、児童の申請、利用が増えているが、登校時の通学支援を行えるヘルパーが少なく、利用に支障がある。	A	・移動支援事業所、相談支援専門員等と情報交換を行い、ヘルパーの確保や質の向上など環境を整える。	継続
		地域活動支援センター	5	地域活動支援センター 2か所 ・社会福祉法人 清瀬市社会福祉協議会 ・社会福祉法人 椎の木会	・清瀬市社会福祉協議会 主に身体・知的障害者を対象 清瀬市社会福祉協議会では利用者を増やすために活動時間の変更、土曜日開催の工夫を行い、市と運営方法について検討した。 ・地域生活支援センターどんぐり 主に精神障害者を対象	A	・清瀬市社会福祉協議会については委託先を変更する。	継続